

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄附取扱規程(平成22年4月1日規程第32号)(抄)

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)が、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うための資金等として受け入れる寄附の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(寄附受入の原則)

第2条 センターは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第17条各号に規定する業務に対する寄附に限り、これを受け入れることができる。

2 寄附金等は、理事長において受領するものとする。

(寄附受入の条件)

第3条 センターは、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

一 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること。

二 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること。

三 寄附金等の使用について、寄附者がその会計を検査すること。

四 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること。

五 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

一 寄附金等の受入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの

二 寄附をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの

三 その他理事長が適当でないと認めるもの

(役職員個人への寄附の取扱)

第4条 センターの役職員は、センターの業務に関連した寄附金等について、個人的に受領してはならない。

2 該当する寄附金等を受領する場合は、当該寄附をセンターへの寄附として受入処理をしなければならない。

(外部資金受入審査会)

第6条 理事長は、1000万円を超える寄附（寄附が物品である場合は、申出時点の時価とする。）の受入れについては、外部資金受入審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て受入れを決定するものとする。

(管理費の控除)

第8条 成育基金を除き、基金への寄附金の受入れについて管理費を徴収する。

2 研究基金に係る寄附金は寄附金の額の20%の管理費を徴収するものとする。ただし、寄附金の額が10万円未満である場合はこの限りではない。

3 もみじの家基金、こどもシンクタンク基金に係る寄附金は寄附金の額の10%の管理費を徴収するものとする。

(寄附の使用)

第10条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附金の目的の変更)

第11条 目的を指定した寄附金について、次の各号の一に該当する場合は、他の目的に変更することができる。

一 寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、研究者等が様式4に定める寄附金使途・目的変更同意依頼書により寄附者の同意を得たうえで、様式5に定める寄附金使途・目的変更承認申請書により理事長の承認を得た場合

二 1万円未満となった寄附金の残高

三 研究期間が終了した研究基金の残高